

平成 28 年第 2 回定例会 県民・スポーツ常任委員会

平成 28 年 6 月 17 日

亀井委員

先ほどからの質問と重複するかもしれませんが、この委託業者の名前は言えないのでしょうか。

子ども家庭課長

まだ、業者と連絡がつかない状況で、お名前を出してよいのかの確認が取れていないところです。

亀井委員

県の所管としては町村部の部分で、今、数字が上がってきていることは確認させていただきましたが、神奈川県内の市ではどこが使っているのでしょうか。

子ども家庭課長

以前、座間市が使っていたとの情報がありますが、今、使っているかどうかは分からない状況です。ほかには情報がありません。

亀井委員

全国的にはどうでしょうか。

子ども家庭課長

今、業者から頂いた話では、東京支店で 3 箇所の自治体がほかに使っていると確認しています。

亀井委員

もしかしたら被害が全国的に及ぶかもしれないという重大なミスが発生したと思っっているのですが、今、最大で 3,920 円の支給額を過大支給しているのと、過少支給されている方がいますが、債権債務の消滅時効は何年でしょうか。

子ども家庭課長

5 年になります。

亀井委員

そうすると、今回、平成 26 年度、27 年度の 2 箇年の半額に減額するということですので、消滅時効には抵触しないということによろしいでしょうか。

子ども家庭課長

そのとおりです。

亀井委員

時効が 5 年ということなので、今回、今まで支給された額を 5 年過ぎたら半額にするという規定があつて、半額にするということです。また、平成 28 年 8 月の支給よりも前の改修のときに発覚したので、平成 28 年 8 月からはしっかり対応できるのですが、半額にするということは、非常に簡単な作業だと思えます。それよりも、例えば、前年度の年収が上下したことによる支給額の増減、若しくは子供が 18 歳以上になって対象から漏れたり、再婚して支給対象から漏れたりすることの方がもっとしっかりと確認する必要があると思うのですが、そういうこともこれからチェックされるという認識でよろしいでしょうか。

子ども家庭課長

全般的に調査はしたいと思っています。今回の事例については、5 年がたつ

て働いていなかったり、働く意欲がない方に対して半額にするということで、対象事例が少ないため、おかしいという声が上がりにくかったと感じているところではあります。

亀井委員

そういう声が上がりにくい、そのくらいの数だったということですが、支給されている方にこれから足りなかった分を加算して支給しますというときはよいが、多く渡していたので返してくださいというのは難しいと思うのですが、大丈夫でしょうか。

子ども家庭課長

その対応については、国とも協議しながら対応を検討してまいりたいと思っています。

亀井委員

消滅時効が5年ということなので、平成27年、26年、25年、24年、23年とあり、平成22年になると時効になるので、そこでの債権は消滅するかもしれないが、平成23年から27年という話になった場合は、他の委員からもありましたように、ほかの形で委託契約している部分があるのかは分からないという話ですが、公的年金との併給ができない児童手当や、条件が変わったとき、収入が変わったときに支給額が上下するというのもしっかりと考えないと、5年間遡って、半額にはしていないとはいえ、ほかのこととの絡みで数字が変わっている人も多くいると思うので、その辺りもしっかりと加味して、これから考えていくことをお願いしたいと要望します。